



事務連絡
平成27年3月25日

各都道府県薬務衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について

今般、危険ドラッグの販売店舗に対し立入検査を実施し、店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成27年3月25日に14物品を告示^{※1}し、厚生労働省HP^{※2}でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成26年12月10日付け薬食発1210第5号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第76条の7の2第2項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願ひいたします。

（※1）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第131号）

（※2）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20141226-3.html

第一条中第七十三号を第八十号とし、第五十一号から第七十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 五一クロロー三エチル-N-[四-(ビペリジン-1-イル)フェネチル]-1-H-イ

ンドール-ニカルボキサミド及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十五号から第四十八号までを六号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 一(四-エトキシ-3-五-ジメトキシフェニル)プロパン-1-アミン及びその塩類

第一条中第四十三号を第四十八号とし、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加え

る。

四十七 N-エチル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十五号とし、第四十号を第四十四号とし、第三十九号を第四十三号とし、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二-エチルアミノ-1-(四-メチルフェニル)ヘキサン-1-オノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十号とし、第二十九号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十

八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 二-(四-アリルオキシ-3-五-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 二-(アミノ-1-(四-ブロモ-2-五-ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一號ずつ繰り下げ、第六号の次に次の号を加える。

七四一 アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類

第二条第五号の表中亜硝酸ブチル及びこれを含有する物の項の次に次のように加える。

二一アミノ-1-(四-ブロモ-2-五-ジメトキシフェニル)エタノン、その塩類及びこれらを含

らを含有する物

第一条第五号の表中二-(二-五-ジメトキシフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含

有する物の項の次に次のように加える。

二-(二-五-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタノン、その塩類及びこれらを含

元素又は化合物に化学反応を起させる用途

○厚生労働省告示第百三十一号
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則

告 示

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第一項の表に次のように加える。

七十二 C. C. Gainon

七十三 C. C. Pheromon

七十四 D-AROMA

七十五 EROSS 酔

七十六 Inspire Desteny

七十七 METAL GOLD

七十八 METAL SILVER

七十九 Sexual Feeling Aroma

八十 SPARK AQUA

八十一 SUPER moon COOL CHARGE

八十二 SUPER moon POWDER (販売名がスーパームーンであるも

のを含む)

八十三 TWINKLE PINK

八十四 極上エロス

八十五 サウンドジョーカー (販売名がサウンドジョーカーレッドであるものを含む。)

第二項を次のように改正する。
(物品の包装)

前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備え置いて総覽に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。)